

2023年3月20日
株式会社神戸製鋼所

当社及び当社グループ会社に対する訴訟の判決について

当社並びに当社の100%子会社である株式会社コベルコパワー神戸第二（以下「当社ら」といいます。）は、2018年10月3日付「当社及び当社グループ会社に対する訴訟提起について」におきまして、同年9月14日付けで神戸地方裁判所において訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起されたことをご報告しておりましたが、本日、原告らの請求を棄却する旨の判決（以下「本件判決」といいます。）が下されましたので、お知らせいたします。

本件訴訟は、当社らが兵庫県神戸市灘区灘浜東町2丁目（当社神戸製鉄所内）で操業している神戸発電所3号機及び4号機（以下「新発電所」といいます。）に関するものです。

1. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社らは、新発電所の設置計画について環境影響評価手続きを実施する（2018年6月25日の環境影響評価書の縦覧期間満了をもって完了）とともに、近隣住民の皆様を含む関係各位のご理解を賜るべく、情報の提供及び説明に努めてまいりましたが、新発電所の建設予定地の近隣に居住し新発電所の稼働により被害を受けると主張される方から、新発電所の建設の差止め等を求める本件訴訟の提起を受けるに至ったものです。

2. 訴訟を提起した者の概要

新発電所の近隣に居住するとされる方40名

3. 訴訟の内容

本件訴訟の原告らは、新発電所の稼働によって大気汚染及び地球温暖化（気候変動）が生じ、これにより人格権を侵害されると主張して、当社ら他1社に対して、新発電所の建設差止め等を請求しておりました。

これに対し、当社らは、原告らの請求の適法性を争うとともに、新発電所の設置計画について環境影響評価手続きが適正に履践され関係諸法令への適合が確認されていることなどを主張し、請求の棄却を求めておりました。

4. 今後の見通し

本件判決に伴う当社らの業績への影響はありません。なお、当社らといたしましては、原告らが本件判決に対し控訴した場合には、引き続き適切に対応してまいります。